

平成29年度第2回野田市公契約審議会 次第

開催日時 平成29年12月19日(火)
午後2時から
会 場 市役所高層棟5階
511・512会議室

1 開会

2 議事

(1) 賃金等の最低額について

(2) 長期継続契約等における最低額の運用について

3 その他

4 閉会

平成 2 9 年度
第 2 回野田市公契約審議会
会議資料

平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

目次

	ページ数
賃金等の最低額について_____	1
長期継続契約等における最低額の運用について_____	10
添付資料	
用語説明_____	14

賃金等の最低額について

1 課題

千葉県最低賃金については、平成 29 年 10 月 1 日に 868 円となり、前年より 26 円上昇している。一方、平成 29 年 8 月の人事院勧告を踏まえた平成 30 年 4 月の市職員の賃金のうち、清掃業務等に適用する技能労務職初任給から算定される額は、7 円増の 898 円となる見通しとなっている。

国は最低賃金について、全国平均が 1,000 円に到達するまでは年 3% 程度上昇させる目標を掲げているが、公務員の給与については、今後大幅な上昇は見込めない。

今年度の動向が今後も続くとした場合、下表に示すとおりとなり、平成 31 年 10 月には、最低賃金が清掃業務等に適用する最低額を逆転し、更に差が拡大する見通しとなっている。

平成 30 年度に最低賃金が最低額を上回る可能性は低いものの、このままでは平成 30 年度中に最低賃金との差がなくなることから早急に対応を検討する必要がある。

最低賃金と清掃業務等に適用する最低額の今後の予測値

時期	28 年 4 月	28 年 10 月	29 年 4 月	29 年 10 月	30 年 4 月	30 年 10 月	31 年 4 月	31 年 10 月
最低賃金	817	842	842	868	868	895	895	922
(増減)		(+25)		(+26)		(+27)		(+27)
市の最低額	882	882	891	891	898	898	905	905
(増減)	(+33)		(+9)		(+7)		(+7)	
差額	65	40	49	23	30	3	10	-17
時期	32 年 4 月	32 年 10 月	33 年 4 月	33 年 10 月	34 年 4 月	34 年 10 月		
最低賃金	922	950	950	979	979	1,008		
(増減)		(+28)		(+29)		(+29)		
市の最低額	912	912	919	919	926	926		
(増減)	(+7)		(+7)		(+7)			
差額	-10	-38	-31	-60	-53	-82		

最低賃金は 3% 増、市の最低額(市職員給与)は 29~30 年度の上昇率 0.8% で算定

2 最低額の設定における基本的な考え方

最低額の設定においては、適正な労働条件及び業務の質の確保が前提となっているが、以下の点についても留意する必要がある。

- ・最低賃金が今後も上昇していく見通しであり、市が定める賃金の最低額が最低賃金以下とならないように対応する必要がある。
- ・最低額の設定にあたっては、市職員の給与を勘案することが第一候補であり、市職員の給与を勘案することが困難な場合は建築保全業務労務単価、その他の公的機関が定める基準、既に締結した契約に係る労働者の賃金等を勘案することとなる。
- ・市の負担が過大となった場合には、他の自治体による公契約条例制定のハードルを上げることに繋がり、公契約条例の全国への広がりが難しくなる懸念がある。
- ・事業者にとっても、大幅な引上げは、他の事業所への影響が生じるおそれがある。

3 最低額の設定について

2で示した基本的な考え方を踏まえ、まず多くの職種について対応する案に対し、新たに生じる財政負担の試算についていくつか示したい。

財政負担については、平成29年3月時点の適用労働者の賃金支払実績を個々に確認し、新たに設定した市の最低額に満たない者の賃金の差額を市が負担することとして算定する。

実際は長期継続契約等が存在するが、1年での影響額をわかりやすく試算するため、平成30年度に契約を更新するものと仮定して算定することとする。また、平成29年3月時点では平成28年度(又はそれ以前)の最低額が適用されているが、平成29年度と平成30年度の比較をするため、平成29年度の最低額未満の労働者については、平成29年度の最低額が支払われているものと見なし、差額を算定する。

なお、法定福利費の上昇分は、今回の試算上では算定していない。

このほか、人勤に基づき最低額が上昇することから、人勤による影響試算額の約309万円は控除して算定する。(予算自体は下記に示す財政負担額に人勤による影響額309万円を加算した額が増える。)

(1) これまでどおり、市職員の給与を勘案する場合

これまでも検討の候補となっていた年間の労働時間を見直す方法の他、2案を提示する。

年間の労働時間を2,015時間から1,884時間とする場合

平成22年度から時間外手当を計算する際に用いられる年間所定労働時間1884時間を採用することについては、最低賃金との差額が大きくなりすぎることから、事業者の経営を過度に圧迫するリスクを考慮していた。

改めて、1884時間とした場合の単価について検証したところ、市職員初任給、市の臨時職員賃金を勘案する職種について全て対応した場合、平成30年度の改定による新たな財政負担は、概ね3,220万円と見込まれ、採用は困難な状況となっている。

また、市職員の給与は余り上昇しない見通しであることから、表に示すとおり、いずれ最低賃金が最低額を上回る可能性がある。

年間の労働時間を1884時間に換算した場合の単価

職種	H29 単価	H30 単価を 1884 時間に換算	上昇額
施設の清掃業務、除草作業員、調理員等	891	960	+69
事務員、コンピューター指導員等	968	1,042	+74
給食配送員、運転士	1,000	1,077	+77
栄養士、保育士	1,059	1,139	+80
看護師、機能訓練指導員	1,113	1,198	+85
学芸員、生活相談員、図書館従事業務者	1,167	1,255	+88
介護支援専門員	1,339	1,432	+93

年間所定労働時間を1884時間とした場合の清掃業務等の最低額の予測

時期	29年 4月	29年 10月	30年 4月	30年 10月	31年 4月	31年 10月	32年 4月	32年 10月	33年 4月	33年 10月	34年 4月	34年 10月
最低賃金	842	868	868	895	895	922	922	950	950	979	979	1008
(増減)		(+26)		(+27)		(+27)		(+28)		(+29)		(+29)
市の最低額	891	891	960	960	967	967	975	975	983	983	990	990
(増減)			(+69)		(+7)		(+8)		(+8)		(+7)	
差額	49	23	92	65	72	45	53	25	33	4	11	-18

最低賃金は3%増、市の最低額(市職員給与)は29~30年度の上昇率0.8%で算定
年間所定労働時間を2,015時間から1,884時間に短縮

最低賃金の上昇率 3%を採用する場合

全ての職種の最低額について最低賃金と同様に 3% 上昇させた場合、平成 30 年度の改定による新たな財政負担は、概ね 1,170 万円と見込まれ、よりも影響は少ないものの、1 千万円以上の財政負担となる。

ただし、最低賃金の上昇率を考慮するこの方法であれば、最低額が最低賃金に逆転されるおそれはない。

29 年最低額よりも 3% 上昇した場合の単価

職種	H29 単価	3% 上昇させた場合の単価	上昇額
施設の清掃業務、除草作業員、調理員等	891	918	+ 27
介護職員、生活支援員等	938	967	+ 29
事務員、コンピューター指導員等	968	998	+ 30
給食配送員、運転士、電話交換・受付業務	1,000	1,030	+ 30
栄養士、保育士	1,059	1,091	+ 32
看護師、機能訓練指導員	1,113	1,147	+ 34
警備及び駐車場整理業務	1,140	1,175	+ 35
学芸員、生活相談員、図書館従事業務者	1,167	1,203	+ 36
介護支援専門員	1,339	1,380	+ 41
設備の運転管理及び保守点検業務	1,540	1,587	+ 47

職員給与を勘案した前年の最低額に前々年 10 月と前年 10 月の最低賃金の上昇率(3%)を掛けた場合の清掃業務等の最低額の予測

時期	29 年 4 月	29 年 10 月	30 年 4 月	30 年 10 月	31 年 4 月	31 年 10 月	32 年 4 月	32 年 10 月	33 年 4 月	33 年 10 月	34 年 4 月	34 年 10 月
最低賃金	842	868	868	895	895	922	922	950	950	979	979	1008
(増減)		(+26)		(+27)		(+27)		(+28)		(+29)		(+29)
市の最低額	891	891	918	918	946	946	975	975	1,005	1,005	1,036	1,036
(増減)			(+27)		(+28)		(+29)		(+30)		(+31)	
差額	49	23	50	23	51	24	53	25	55	26	57	28

最低賃金は 3% 増で算定

最低賃金の上昇率を超える上昇率5%を採用する場合

全ての職種の最低額について最低賃金の上昇よりも更に差が拡大するよう、5%上昇させた場合についても試算したところ、平成30年度の改定による新たな財政負担は、概ね2,290万円と見込まれ、の2倍程度の財政負担となる。

また、最低賃金との差額も、少しずつ大きくなり、財政負担も拡大することになる。

29年最低額よりも5%上昇した場合の単価

職種	H29 単価	5% 上昇させた場合の単価	上昇額
施設の清掃業務、除草作業員、調理員等	891	936	+ 45
介護職員、生活支援員等	938	985	+ 47
事務員、コンピューター指導員等	968	1,017	+ 49
給食配送員、運転士、電話交換・受付業務	1,000	1,050	+ 50
栄養士、保育士	1,059	1,112	+ 53
看護師、機能訓練指導員	1,113	1,169	+ 56
警備及び駐車場整理業務	1,140	1,197	+ 57
学芸員、生活相談員、図書館従事業務者	1,167	1,226	+ 59
介護支援専門員	1,339	1,406	+ 67
設備の運転管理及び保守点検業務	1,540	1,617	+ 77

職員給与を勘案した前年の最低額に5%の上昇率を掛けた場合の清掃業務等の最低額の予測

時期	29年 4月	29年 10月	30年 4月	30年 10月	31年 4月	31年 10月	32年 4月	32年 10月	33年 4月	33年 10月	34年 4月	34年 10月
最低賃金	842	868	868	895	895	922	922	950	950	979	979	1,008
(増減)		(+26)		(+27)		(+27)		(+28)		(+29)		(+29)
市の最低額	891	891	936	936	983	983	1,033	1,033	1,085	1,085	1,140	1,140
(増減)			(+45)		(+47)		(+50)		(+52)		(+55)	
差額	49	23	68	41	88	61	111	83	135	106	161	132

最低賃金は3%増で算定

(2) 賃金構造基本統計調査を勘案する場合

賃金構造基本統計調査は、調査年6月分の賃金等について同年7月に調査を行っており、翌年2月に調査年分として発表されている。

国分寺市が勘案している項目ではあるが、直接採用しているものではなく、千葉県の単価を見ても非常に高い額となっており、また、額が安定していない状況となっている。

また、清掃業務については、中分類の「その他の事業サービス業」に分類されるが、これには、警備業、コールセンター業なども含まれていることから、野田市のように個々の職種に応じた最低額を設定している場合は、採用できない状況となっている。

賃金構造基本統計調査(千葉県の「その他の事業サービス業」)と最低賃金との比較

	H24	H25	H26	H27	H28
年齢別計	1,590(842)	1,619(863)	1,707(930)	1,596(798)	1,684(867)
内 ~ 19歳	1,226(478)	1,158(402)	1,201(424)	1,598(800)	1,174(357)
最低賃金	748	756	777	798	817

単価は「決まって支給する現金給与額」を「所定内実労働時間数」で除して算出
カッコ内の数値は、最低賃金(4月時点)との差額

平成27年度の19歳以下の金額が大きいことについては、労働者数が160人と他に比べて少ないことによるものと考えられるが、原因は不明。

参考

賃金構造基本統計調査(全国の「その他の事業サービス業」)と最低賃金との比較

	H24	H25	H26	H27	H28
年齢別計	1,567(819)	1,560(804)	1,650(873)	1,622(824)	1,668(851)
内 ~ 19歳	1,072(324)	1,109(353)	1,110(333)	1,106(308)	1,169(352)
最低賃金	748	756	777	798	817

単価は「決まって支給する現金給与額」を「所定内実労働時間数」で除して算出
カッコ内の数値は、最低賃金(4月時点)との差額

(3) 建築保全業務労務単価(東京地区「清掃員C」)を勘案する場合

建築保全業務労務単価は、調査年6月分の賃金等について同年7月から8月にかけて調査が行われており、同年12月に翌年度分として発表されている。

建築保全業務労務単価についても確認すると最低賃金よりも450円程度も高い状況であり、現在、設備の運転管理及び保守点検業務や施設の警備及び駐車場整理業務に適用している建築保全業務労務単価の80%の基準を採用したとしても200円近く高い水準である。いずれにしても採用は困難な状況となっている。

建築保全業務労務単価(東京地区「清掃員C」)との比較

	H25	H26	H27	H28	H29
清掃員C(日額)	8,700	9,600	9,900	10,100	10,400
時給換算	1,088(332)	1,200(423)	1,238(440)	1,263(446)	1,300(458)
時給換算の80%	870(114)	960(183)	990(192)	1,010(193)	1,040(198)
最低賃金	756	777	798	817	842

カッコ内の数値は、最低賃金(4月時点)との差額

(4) 比較結果

比較した結果、市職員の給与を勘案する必要があり、その中で3案を示したが、最も財政負担の低い3%の増額により対応した場合においても、1千万以上の財政負担となる。

しかしながら、これ以上清掃業務等に適用される最低額が最低賃金に近づいてしまうと、公契約条例の制定意義が薄れてしまうおそれがあることから、最低賃金の上昇率の3%程度の増加率を反映させる対応をとっていきたい。

また、他の条例制定自治体において職種別賃金が進まない中、野田市だけ職種別賃金の高い最低額を設定している職種に対して、更に額を引き上げることはできないと考えており、職種を限定して対応することで対応したい。

3案の比較

対応案	1884時間を採用	3%増を採用	5%増を採用
財政負担	3,220万円	1,170万円	2,290万円
特徴	将来は最低賃金が逆転する可能性があり、財政負担も大きい	逆転の心配はない	逆転の心配もなく、賃金の差も拡大するが、財政負担が大きい

4 最低額の引上げを行う職種の設定について

清掃業務等に適用される最低額と最低賃金との差額は現在 23 円となっており、1で示したとおり平成 31 年 10 月に最低賃金が最低額を上回る見通しとなっている。

市職員の給与を勘案している職種の内、清掃業務等に次いで低い額のもは事務員等となっている（介護職員については、既に締結している契約に係る労働者の賃金を勘案している）。

事務員等については次ページの表に示すとおり平成 34 年 10 月には、最低賃金とほぼ同額となる見通しであることから、緊急を要する事態ではないものの、数年のうちに対策を講じる必要がある。また、仮に事務員等について 3%増額を適用した場合 998 円となり、その次に低い単価を適用している給食配送員等と元々 30 円の差しかないことから、1年で差が僅かとなってしまふ。

よって、特に緊急を要する清掃業務等に係る最低額のみを増額する方法の他、さらに拡大する選択肢として、給食配送員等までの単価について増額する方法を比較したところ、給食調理員等まで拡大したとしても、財政負担に大きな差はないことから、給食配送員等に適用される最低額までの範囲について、3%増の対応を行うこととしたい。

なお、介護職員等については、2事業者（社会福祉法人）のみに適用されており、別途協議する必要がある。

職種別賃金と最低賃金との差額

職種	H29 単価	最低賃金との差額
施設の清掃業務、除草作業員、調理員等	891	23
介護職員、生活支援員等	938	70
事務員、コンピューター指導員等	968	100
給食配送員、運転士、電話交換・受付業務	1,000	132
栄養士、保育士	1,059	191
看護師、機能訓練指導員	1,113	245
警備及び駐車場整理業務	1,140	272
学芸員、生活相談員、図書館従事業務者	1,167	299
介護支援専門員	1,339	471
設備の運転管理及び保守点検業務	1,540	672

市職員の給与、市の臨時職員の賃金単価以外を勘案している職種

市職員の給与を勘案する職種の対象範囲と3%増額の財政負担の関係

範囲	清掃業務等のみ	給食配送員等まで	全て
財政負担	約 480 万円	約 525 万円	約 1,170 万円
予算増額	約 789 万円	約 834 万円	約 1,480 万円

予算増額は人事院勧告による影響額を加算した額

最低賃金と事務員等に適用する最低額の今後の予測値

時期	28年 4月	28年 10月	29年 4月	29年 10月	30年 4月	30年 10月	31年 4月	31年 10月
最低賃金	817	842	842	868	868	895	895	922
(増減)		(+25)		(+26)		(+27)		(+27)
市の最低額	958	958	968	968	974	974	982	982
(増減)			(+10)		(+6)		(+8)	
差額	141	116	126	100	106	79	87	60
時期	32年 4月	32年 10月	33年 4月	33年 10月	34年 4月	34年 10月		
最低賃金	922	950	950	979	979	1,008		
(増減)		(+28)		(+29)		(+29)		
市の最低額	990	990	998	998	1,006	1,006		
(増減)	(+8)		(+8)		(+8)			
差額	68	40	48	19	27	2		

最低賃金は3%増、市の最低額(市職員給与)は清掃業務等の29~30年度の上昇率と同じ0.8%で算定

長期継続契約等における最低額の運用について

1 課題

これまで、長期継続契約を締結した業務委託及び指定管理協定については、賃金の下支えの効果もあることから契約又は協定締結時の最低額を継続適用させてきたが、最低賃金の上昇等により、同じ指標により設定されている最低額についても契約時期による処遇の差が生じ、また、今後差が拡大する恐れがある。

清掃業務等に適用される最低額については、市職員の初任給を勘案していることから、以下のとおりとなっており、清掃業務については、市役所本庁舎、関宿支所、保健センターは全て平成28年度に契約更新がなされ、差は生じていないものの、この単価を採用している職種は調理員などもあることから、契約年度が異なる場合は、労働者の処遇に差が生じている。

最低賃金及び清掃業務等の最低額の推移並びに最低賃金予測

時期	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年
最低賃金	728	744	748	756	777	798	817	842	868	895	922	950
(増減)	5	16	4	8	21	21	19	25	26	27	27	28
最低額	829	829	829	829	829	850	882	891	898	A	B	C
(増減)		0	0	0	0	21	32	9	7	-	-	-
差額	101	85	81	73	52	52	65	49	30	-	-	-

最低賃金及び差額は4月時点

28年度清掃業務等に従事する労働者の賃金支払の実績 (人)

実支払単価	契約時の最低額(契約時年度)			
	829円(24~26)	849円(27)	882円(28)	計
842円~849円	8	17		25
850円~859円	5	1		6
860円~869円	0	2		2
870円~879円	0	0		0
880円~889円	5	0	89	94
890円~899円	10	4	2	16
900円以上	23	6	172	201
計	51	30	263	344

29年3月現在の最低賃金は842円

2 今後の検討について

今後の対応については、最低賃金の大幅な上昇により、1で示すように、賃金の処遇に大きな差が生じてしまっている。そのため、長期継続契約の途中においても、新年度の最低額を適用させる運用をせざるを得ない状況となっている。

他の制定自治体の運用状況を見ると、長期継続契約の適用単価について新年度の単価を適用する運用に変えた自治体もあるが、いずれも職種別賃金を採用していない。

また、野田市のように職種別賃金を採用している多摩市においては指定管理協定のみに新年度の最低額を適用しているが、多摩市は、指定管理協定について1職種しか単価を設定していないことから、対象となる労働者が限定されている状況となっている。

したがって、野田市として考えられる方法として、契約途中において、最低賃金が最低額を超えることのないよう、特定の職種に限定して最新の単価を適用することや、全体の職種において最低額の増額を求める場合においては、増額の一部にとどめるなど、運用可能な案を次回の審議会にて提示したい。

参考

長期継続契約等の運用にかかる他の制定自治体の状況

1 長期継続契約

各年度、最新の最低額を適用させる団体

	川崎市	相模原市	足立区	草加市
変更契約 1	無	無	無	検討中
契約期間 2	3年	3年	最長10年	最長5年
見直し時期 3	H29から	H27から	H28から	H29から

- 1 最低額の改定を理由とする委託料変額等の変更契約の有無
- 2 条例の適用を受ける契約のうち、長期継続契約のものの契約期間
- 3 最低額の運用方法を、契約締結時の最低額を継続して適用させる運用を、各年度最新の単価を適用させる運用に見直した時期

契約締結時の最低額を継続して適用させる団体

	多摩市	国分寺市 4	厚木市	直方市	三木市	高知市
契約期間 1	最長5年	3年	3年	最長5年	最長5年	最長5年
逆転の事例 2	有	有	有	無	有	有
変更契約 3	無	無	無		無	無
	世田谷区	加西市	加東市	豊橋市	越谷市	
契約期間 1	最長5年	3年	4年	最長5年	3年	
逆転の事例 2	無	無	有	有	無	
変更契約 3			無	無		

- 1 条例の適用を受ける契約のうち、長期継続契約のものの契約期間
- 2 契約期間中に最低額が最低賃金に逆転された事例の有無
- 3 2の逆転が起きた場合に、そのことを理由とする委託料増額等の変更契約の有無
- 4 長期継続契約ではなく、債務負担行為による

2 指定管理協定

各年度、最新の最低額を適用させる団体

	川崎市	多摩市	相模原市	渋谷区	足立区	世田谷区	草加市	我孫子市	加東市
指定管理料 1	変額	所管課の判断	同額	無	所管課の判断	所管課の判断	検討中	同額	変額
指定期間 2	5年	5年	5年	5年	3年	5年	5年	3年	5年
見直し時期 3					H28から		H29から		

- 1 年度協定における指定管理料
- 2 代表的な指定期間
- 3 最低額の運用方法を、基本協定締結時の最低額を継続して適用させる運用を、各年度最新の単価を適用させる運用に見直した時期

基本協定締結時の最低額を継続して適用させる団体

	国分寺市	厚木市	直方市	千代田区	三木市
指定期間 1	3年	3年	3年	5年	5年
逆転の事例 2	有	有	無	有	有
指定管理料の増額 3	無	無		無	無
	高知市	加西市	豊橋市	越谷市	
指定期間 1	3年	3年	5年	5年	
逆転の事例 2	有	無	有	無	
指定管理料の増額 3	無		無		

- 1 代表的な指定期間
- 2 指定期間中に最低額が最低賃金に逆転された事例の有無
- 3 2の逆転が起きた場合に、そのことを理由とする指定管理料増額の実績の有無

用語説明

長期継続契約

地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく契約のこと。地方公共団体が締結する契約は単年度であることが原則である中、同条の規定により、各地方公共団体が条例で定める契約について、契約期間が複数年度にわたる契約を締結できるようになった。

後述の債務負担行為が、議会の議決を経る必要があるのに対して、長期継続契約は翌年度以降の支出について、当年度の予算として議会の議決を経る必要がないという違いがある。

債務負担行為

予算の内容の一部であり、複数年度にわたって支払を行う必要がある支出について、予算において歳出とは別に計上する行為のこと。長期継続契約と同様に、地方公共団体が契約期間が複数年度にわたる契約を締結するための手段の一つである。

指定管理者制度

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、当該地方公共団体が指定した民間事業者等に行わせる制度のこと。民間のノウハウを活用することで、住民サービスの質の向上を図ることを目的に、平成 15 年 9 月に設けられた。

人事院の給与勧告

人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っています。

人事院は、国家公務員の給与等勤務条件の決定について、法定すべき基本的事項は国会及び内閣に対する勧告により、具体的基準は法律の委任に基づく人事院規則の制定・改廃により、その責務を適切に果たすよう努めています。

（人事院のホームページより引用）

<http://www.jinji.go.jp/kyuuyo/>（2017 年 10 月 11 日）

建築保全業務労務単価

建築保全業務労務単価は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が毎年実施している建築保全業務労務単価の実態調査結果に基づいて決定したもので、建築保全業務積算要領の技術者区分にそった賃金の単価である。

本単価は、建築保全業務共通仕様書を適用し、建築保全業務積算基準及び同積算要領を基に、保全業務を委託する際の保全業務費を積算するために用いるものであり、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払賃金を拘束するものではない。

出典：「平成 29 年度建築保全業務労務単価」（国土交通省）

（<http://www.mlit.go.jp/common/001157974.pdf>）

賃金構造基本統計調査

この調査は、統計法に基づく「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

(厚生労働省のホームページより引用)

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html#01 (2017年12月4日)